



を支えています

「社会保険」のなかの一つ、 知ってましたか?



病気、けが、介護など日々の暮らしのなかの方が一にそなえて、
そして老後の生活を支えるために、日本には5つの社会保険制
度があります。時と場合によって適用(利用)する制度が異なり、
運営主体も違います。



健康保険は 医療保険制度です

日本は国民皆保険制度で、国民の誰もが必ず
いずれかの医療保険制度に加入しなければなら
ないことになっています。みなさんはIBM健
保組合に加入していることになります。

健康保険は、病気、けが、出産などのときに
そなえて、働いている人が収入に応じて保険料
を出し合い、事業主も負担して、お互いの生活
上の不安を少しでもなくしていこうという目的
から生まれた制度です。病気やけがなどのとき
には必要な保険給付を受けることができます。

保険給付はシーンとユニ 異なります

みなさんが受けることのできる保険給付に
は、病気やけがを治すために提供される医療行
為(＝現物給付)と療養にかかった費用をはじ
めとして現金で支給される給付(＝現金給付)
があります。

医療サービスの中心は、ご存じのとおり病院
での診断と治療ですね。でも、これらすべてが、
健康保険による保険給付の対象となるわけでは
なく、範囲が決められています(図参照)。

保険給付の対象となるのは、たとえば「療養
の給付」。被保険者本人は、病院窓口で医療費
の3割を支払えば、医療を受けることができます。
残り7割は健保組合が支払いを担当します。
療養の給付とは、この7割給付のことをいいま
す。そのほか、自己負担が高額になったときに
は「高額療養費」が、出産したときには「出産
手当金」が、といったようにシーンごとに支給
される給付がさまざまあります。

Help!

健保財政

保険料を大切に使うために
知ってほしいこと



→前号『My Health No.69』の
6ページ
もあわせてどうぞ

整骨院・接骨院は病院ではありません。 でも! 「受領委任」という制度があるから 柔道整復師で施術を受けたら、ココに注意!!

柔道整復師には「受領委任」という制度が認められています。

本来は、患者が費用の全額を支払った後に、患者自身が健保組合に対して自己負担分以外の費用を請求する「償還払い」が原則です。でも、整骨院・接骨院には病院にかかるときと同じように、患者が自己負担分のみを窓口で支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を健保組合に請求するという「受領委任」ができることになっています。

施術を受けたときに患者が「療養費支給申請書」へ署名を求められるのは、柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うからなのです。

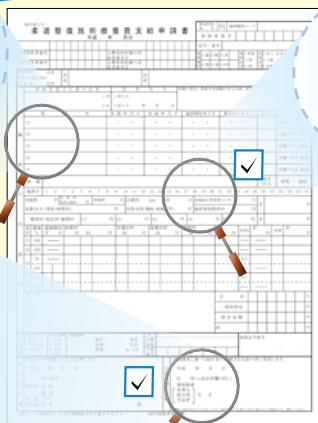
内容をよく確認してから署名を!

注意するのは
ココ

負傷名、
負傷年月日などが
正しく
書かれているか?

施術日が
明記されて
いるか?

施術内容が記載され
ていない申請書には
署名しないこと。誤
請求、不正請求の原
因になります。



●療養費支給申請書例

Plus! アドバイス

施術内容のメモ・記録を
とっておきましょう

施術してもらった内容がわかる
よう、負傷部位や施術部位・回数
を記録したメモも明細付領収証と
あわせて保管しておきましょう。
すべては、みなさんから納めて
いただいた保険料をムダに使わ
ないためなのです。ご協力を。

保険者機能を推進する会(*)

柔道整復師 STOP 不正請求

“整骨院や接骨院にかかったら
領収証をもらおう”
キャンペーン実施中!!

10月
~
12月

(*) <http://www.kino-suishin.org/>

Action! 整骨院・接骨院で施術を受けたら、レシートでなく、 明細付きの領収証をもらって、大切に保管してね

後日、IBM 健保組合からの医療費通知を確認して、整骨院・接骨院に
支払った金額と合っているかどうかチェックしてください。柔道整復師
には領収証を無償で発行しなければならない義務があります。もし内容
が違っている場合は、健保組合にご一報ください。

社会保険が暮らし

健康保険は

健康保険の給付対象となるもの、ならないもの

病気やけがを したとき

- 療養の給付
- 高額療養費
- 入院時
食事療養費



出産したとき

- 出産育児
一時金
- 出産手当金

死亡したとき

- 埋葬料

先進医療

(高度医療含む)

- 保険適用外の
先進的な
医療技術

一般的な医療にあたる部
分は保険給付されます
(保険外併用療養費)。

一部負担

(1・2・3割)
年齢により異なる

一般医療

- 診療 (外来/入院)
- 注射
- 処置
- 手術等
- 検査
- 投薬

入院したとき

- 食事療養本人負担
- 差額ベッド料等

疾病予防、健康増進

- 健康診断、人間ドック、
予防接種等

詳しくはHPへ!!!

HOME >> 健保のしくみ >>
保険給付事業 >> 保険給付一覧



保健事業
として
健保が補助



先進医療

健康保険では、受けた検査や治療などのなかに健康保険が適用され
ないものが一つでもあると、本来は健康保険が適用される検査や治
療なども含めて医療費の全額が自己負担になります。そこで、患者
の負担軽減や治療法の選択肢を広げるとの観点から、安全性や有効
性など一定の条件を満たした医療技術は「先進医療」と認定され、
健康保険との併用が認められます。先進医療に認められている医療
技術は94種類、1003件の医療機関で実施しています(2011年
10月1日現在)。

また、先進医療のなかでも「高度医療」と認められる場合は、未承
認の薬や医療機器も含めて保険との併用が認められます。なお、先
進医療は医療技術ごとに定められた基準を満たしている医療機関が
届け出れば、どの医療機関でも実施できますが、高度医療は大学病
院など特定機能病院と同等の体制がとられている医療機関であるこ
とが必要です。